

広井辰太郎（元東洋大学教授）の 動物愛護思想に関する環境倫理的考察

東海林 克彦*

1 はじめに

自然と人間とが共生する美しい地域づくりを推進するためには、自然環境資源の持続的な利用に関するパラダイムとしての適正な自然観の形成が必要であると考えられる¹⁾。

本論で対象とした「動物問題」は、この適正な自然観に関する限界事例や典型事例などが観察されやすい分野であると言われている²⁾。近年の少子高齢化や所得水準の向上等を背景として、いわゆるペットブームが続いており、一般家庭で飼養されている犬及びねこの数は2600万頭に達している。しかし、このようなブームが続く中で、最近、かわいい・かわいそうに傾倒し過ぎている情緒的な動物愛護のあり方が問われており、動物愛護思想の原点に戻った道德教育及び環境と共生する社会づくりを担う環境倫理の育成方策の一環としての動物愛護の必要性が指摘され始めている^{3,4)}。また、明治期以降の近代動物愛護運動の発祥の地が東洋大学であったこと、その中心にあった広井辰太郎教授は、欧米列強に恥じない文明国としてのライフスタイルの確立を図るために、東洋大学学祖の井上円了翁の協力等も受けながら、その一手段として動物愛護運動を精力的に推し進めたことは、残念ながら歴史の狭間に埋もれてしまった感が強い。

本論は、このような状況を踏まえて、自然環境資源の持続的な利用を支える基盤としての自然観のあり方を考究することを目的としてとりまとめたものである。

2 動物愛護の歴史と広井辰太郎の功績

(1) 動物愛護の歴史

わが国における動物愛護のあゆみの原点は、2つに大別できる。一つは、神道や仏教の教えを背景として実施されてきた殺生禁断の令や生類あわれみの令などに関するわが国古来からの流れを汲んだ動きである。また、もう一つの動きは、西欧の影響を受けて主に明治時代より実施されてきた動物の虐待防止などに関するものである。現在のわが国における動物愛護のあゆみを理解するためには、この2つの動きの両方を看取することが必要であると考えられる。

神道や仏教の教えを背景として実施されてきたわが国古来の動物愛護の考え方は、アニミズム(日

*東洋大学国際地域学部；Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

常世界のさまざまな諸物には靈魂が宿っているというように擬人化して考える傾向やそれらを敬う信仰の形態)の影響も強く受けていると言われている^{5,6)}。その主な特徴としては、①「不殺生戒」に基づく動物の殺傷の罪悪視、②「山川草木悉有仏性(さんせんそうもくしつうぶっしょう)」思想による人間と動物とは生命的に平等であるという考え方、③「輪廻転生」思想による人間と動物とは生命的に連続であるという考え方の3点が挙げられる。

一方、西欧における動物愛護の考え方は、人間の優位性を絶対視するキリスト教等の教義を背景に、当初は「人間の絶対的優位の動物観」を基本としているものである。しかし、時代を経るにつれて「動物も痛みを感じる存在」であることについての認識が高まり、「生きとし生けるものへの倫理の拡大」としての動物愛護が積極的に推進されて一般的に普及してきている(表1参照)。

表1 日本と欧米等との動物観の相違

	日 本	欧 米 等
人と動物との関係	人間と生命的には平等(ただし、総体的価値としては人間が優位)。輪廻転生によって人間と動物とは相互転換する生命的に連続的な存在。	人間とは別の生命体であり、人間の従属物。人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持っている存在。
飼養技術	生産性の豊かな稲作中心の文化等を背景に、十分に発達・普及せず。	生産性の乏しい自然・牧畜中心の文化等を背景に、発達・普及。
動物に対する態度	情緒的・放任的な性格が強い。	合理的・科学的・操作的な性格が強い。

法制定などの具体的な動物愛護に関する活動の歴史であるが、近世では、マーチン法(家畜の虐待などを防止する法)が1822年にイギリスで制定されたことが、その後の動物愛護活動の推進に大きな影響を与えたと評価されている。このマーチン法の制定を契機として、1824年にはRSPCA(王立虐待防止協会)の前身であるSPCA(動物虐待防止協会)が設立されている。また、このマーチン法は1911年に動物保護法へと発展したが、これらの一連の動きは、アメリカや日本などにも伝播し、各種の動物愛護活動が各国において行われることとなったものである(表2参照)^{7,8)}。

現在、わが国における動物愛護に関する総合的な法律としては、1973年(昭和48年)に制定された「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」と称する。)」がある。この動物愛護管理法の制定以前には、動物の愛護と管理を目的とした法律はなく、動物に対する虐待の防止の観点から、軽犯罪法に「牛馬その他の動物を殴打し、酷使し、必要な飲食物を与えない等の仕方虐待した者」に対する処罰規定のみが存在していた。また、規定ぶりからいっても家畜が主として念頭に置かれた内容であったため、犬やねこなどの家庭動物には有効に機能せず、動物への虐待や動物による人への危害等への問題が徐々に注視されるようになっていた。このため、1949年(昭和24年)頃から動物愛護団体などの間で動物虐待防止法を求める運動が何度か起こったが、戦後間もないこの時期は動物の愛護や適正な飼養に関する社会的関心は低く、法律の制定には至らなかったものである。その後、1970年代(昭和40年代半ば)になり、犬による咬傷事故が多発して社会問題化するとともに、天皇の訪英を前にして、英国の新聞等に「日本には動物愛護に関する法律がなく、

表2 動物愛護に関する主要事項の年表（江戸時代以降）

		日本の法制度等	諸外国の法制度等	主 な 動 き
江戸	1685年	生類あわれみの令が出される（～1709年まで）		
	1822年		マーチン法（畜獣の虐待及び不当な取り扱いを防止する法律）の制定（イギリス）	
	1824年			王立虐待防止協会（RSPCA）の設立（「王立」は1840年より）（イギリス）
	1846年			動物保護協会の設立（フランス）
	1850年		グラモン法（動物虐待罪を規定）の制定（フランス）	
明治	1897年（M30）	民法で動物占有者の責任などを規定		
	1899年（M32）	警視總監が牛馬を徳義的に取扱う旨の訓令を通知		
	1902年（M35）			広井辰太郎らが動物虐待防止会を設立
	1908年（M41）	刑法で器物損壊罪を規定警察犯処罰令で公衆の面前における牛馬等の虐待の防止を規定		
	1911年（M44）		現行法の基本的要素を備えた「動物保護法」の制定（イギリス）	
大正	1915年（T4）			新渡戸稲造夫人、バーネット大佐夫人が日本人道会を設立
昭和	1939年（S14）	東京都が畜犬の係留義務規制を都令で公布		
	1948年（S23）	軽犯罪法で牛馬等の虐待の防止を規定		
	1948年（S23）			(社)日本動物愛護協会の設立（昭和30年に財団法人に改組）
	1957年（S32）	東京都が飼い犬取締条例を制定		(社)日本動物福祉協会の設立
	1973年（S48）	動物の保護及び管理に関する法律の制定	犬繁殖法の制定（イギリス）	
	1979年（S54）			(社)日本愛玩動物協会の設立
	1982年（S57）			(社)日本動物保護管理協会の設立
平成	1999年（H11）	動物の愛護及び管理に関する法律の改正		
	2001年（H13）	動物愛護管理行政が環境省へ移管		
	2002年（H14）	身体障害者補助犬法の制定		
	2005年（H17）	動物の愛護及び管理に関する法律の改正		

犬が虐待されている」との非難記事が掲載されるなど、我が国の動物愛護施策の遅れについて海外から批判されることが相次ぎ、こうしたことを契機に動物愛護法制定の気運が高まり、1973年（昭和48年に）動物愛護管理法（当時は現在と法律の名称が異なり「動物の保護及び管理に関する法律」と称されていた）が、我が国初の動物の愛護と管理のための総合的な法制度として議員立法により制定され、1974年（昭和49年）から施行されている⁹⁾。

(2) 広井辰太郎の果たした役割

近代日本において初めて動物愛護団体を創設したのは、東洋大学教授（英文学）であった広井辰太郎（以下「広井」と称する。）である。広井は、1980年代半ば（明治30年代）から雑誌「太陽」などへの寄稿活動を精力的に実施するとともに、1902年（明治35年）には動物虐待防止会（後の動物愛護会）を高山樗牛、近衛篤麿、渋沢栄一、井上円了らの協力を受けて設立した。広井の死後、広井が創設した団体の活動は衰退し、別の団体が同様の活動を開始したことから、広井の活動実績の詳細や果たした役割などについては不明な部分が多く、その評価も客観的に整理・分析されていない。しかし、広井は、近代日本における動物愛護の礎を築いた先達として、動物関係者の間では著名である。広井による動物虐待防止会の設立を契機として、その後、各種の動物愛護に関する法規制や団体組織が発展してきたといっても過言ではない。

広井の働きかけも多大な影響を及ぼしたと言われているが、1908年（明治41年）には、警察犯処罰令において公衆の目に触れるべき場所における牛馬等の虐待の防止が規定されている。また、1915年（大正4年）には新渡戸万里及びバーネット大佐夫人が日本人道会を設立、1948年（昭和23年）にはガスコイン英国大使夫人が(社)日本動物愛護協会を設立している。この(社)日本動物愛護協会の活動は、現在の(財)日本動物愛護協会に継承され、現在に至っている⁹⁾。

3 広井の動物愛護思想

(1) 広井が行った動物愛護活動

広井が動物愛護活動を本格的に開始したのは、広井の乗っていた馬車の馬が、夏の炎天下に倒れたことを「誰か牛馬のために涙をそそぐ者ぞ」と題して、1899年（明治32年）に雑誌「太陽」に寄稿したことが契機であったと言われている。当時、この提唱の反響は大きかったようであり、広井の提唱に刺激を受けて、雑誌「中央公論」では、軍鶏屋の店頭で生きたニワトリを処理することや蒲焼屋が生きたウナギをさばく習慣をとりあげ、このようなことを公衆の面前で行うべきではないという記事が掲載されるに至っている^{9~12)}。

その後、広井は、1902年（明治35年）に東京の三田のユニテリアン教会において「動物虐待防止会」を設立し、本格的な動物愛護活動を始めた。設立に当たっては、東洋大学学祖の井上円了をはじめとして、高山樗牛、近衛篤麿、渋沢栄一などの著名な学者、政治家、宗教家、文学者などが多数参加している。本会の設立の趣旨については、設立2年後に創刊された機関誌「あはれみ」の冒

頭において、「動物を虐待することは、人間の品格を落とし、文明の対面を汚し、国民の幸福を妨げ、自然の美しさを損なうものである。だから、警察の規則でも牛馬をむごく扱うことを禁じ、違反するものには罰則が設けられている。だが、これらは政府の規則を待つまでもなく、人間の道として当然なことであり、動物愛護をすべての人に広め、わが国民の心を気高くしたいのが動物虐待防止会の望みである」と明確に掲載されている（図1参照）。

同会が実施した主な活動としては、1905年（明治38年）の東京市との交渉による牛馬給水槽の6箇所での設置、1908年（明治41年）の警視庁との交渉による野犬の市街地での殺処分の禁止の実施、1911年（明治44年）の警視庁との交渉による狂犬病対策としての口縄の撤廃などが挙げられる。

このように精力的な活動を続け、目覚ましい実績を残した広井であったが、戦時体制と食糧難の時代の到来とともに広井らの活動や考え方は世論の賛同を得難くなり、その活動は下火になってきたと言われている⁹⁾。また、これは、会の活動資金の中心が篤志家による寄付金でまかなわれていたこともあり、活動資金が必ずしも潤沢といえる状況ではなかったことも関係していたと考えられる。

(2) 広井の動物愛護思想の特徴

広井の動物愛護思想の特徴は、端的には、動物それ自体を守るための動物愛護ではなく、日本をより良い文明社会にする観点から、紳士淑女たるべき人道教育の一環としての適切な動物の取り扱いを主唱したものであったと考えられる。このことは、動物愛護の今日的状況に照らしてみると、動物をかわいい・かわいそうと考えることに端を発した情緒的な動物愛護ではないといった意味においては、洗練された人間中心な環境倫理的要素というメリットを有しているものであると評価することが可能である。しかし、その一方で、公衆の面前での虐待防止という点に主眼を置いていたという意味においては、いささか刹那主義的な感が強く、その倫理的な思想の皮相性をデメリットとして指摘せざるを得ない。本論では、この2点に着目して広井の動物愛護思想の特徴に関する考察を進めることとする。

① 道徳教育の一手段としての動物愛護

広井の動物愛護の原点は、明治という時代を背景に欧米列強に恥じない文明国としての日本社会の形成を企図して、文明人としての行動の象徴、道徳教育の分かりやすい一例としての動物愛護を唱えていたものであると考えられる。

いささか奇異な感じを受けるかもしれないが、1973年（昭和48年）に制定された動物の保護及び



図1 雑誌「あわれみ」の創刊号

管理に関する法律（現在の動物の愛護及び管理に関する法律）の制定時の趣旨説明においても、同趣旨の考え方を読み取ることができる。法律は、人の行為の強要的な規範でなければならないという法制上の技術的な限界をかんがみたまのものであることも否めないが、同法の目的が「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする」と規定されている（表3参照）。動物が愛護されることの法益については、現在においても、また過去においても依然として反射的な利益であり、結果論であるという解釈も可能である。

地球温暖化問題などに見られるように、環境保全も「環境」それ自体を保護するために行われるというよりは、人類の基本的な生存基盤の維持を主眼として行われているものである。動物愛護もまた、人間としての精神的豊かさを確保するための手段という枠の中で行われるべきものと位置づけることにより、一部の特別な人達が行っている活動としての動物愛護という偏見を解消できるとともに、社会規範の一つとしてすべての人に快く受け入れられる動物愛護を推し進めていくことに資するものに変質することができるのではないかと考えられる。

表3 動物愛護管理法制定時の趣旨説明

動物は、古くから人間の生活に必須のものとして、人の衣食の用に、使役に、そして愛玩用に供されてきましたし、また、人の健康の保持のために、科学上及び医学上の研究実験の用に供されるなど、人類の生存、福祉及び発展に貢献してきましたことは御承知のとおりであります。

しかるに、わが国では、これら動物に対する取り扱いが科学研究用、食用及び観覧用において、また、愛玩用においてさえ往々にして適切な配慮を欠き、そのため動物に不必要な苦痛を与えております。

他方、動物の保管に適正を欠くため、動物による人身被害等が生じ、また、動物により人が迷惑をこうむる事件も多く生じているのであります。

従来、これら動物に対する立法措置といたしましては、文化財保護法、軽犯罪法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、狂犬病予防法等があり、さらに地方公共団体が各地の実情に応じて制定した飼い犬等取締条例等があります。これらの法令は、それぞれの制定目的等を異にしており、動物の保護及び管理について総合的、統一的な措置を講ずることは困難であり、十分にその実をあげておらない実情であります。したがって、動物保護の見地から、また、動物による人の生命等の被害防止の見地から、動物の保護及び管理についての総合的な措置が必要と存するのであります。

欧米等諸外国におきましては、数十年前から動物の保護に関する法律の制定を見ているのであります。文化国家であるわが国といたしまして、また、わが国における動物の保護に対する国際的評価を改善する上からも、動物の保護のための法律の制定が急務であると考え、ここに動物の保護及び管理に関する法律案を提出した次第であります。

(1973年(昭和48年)。参議院内閣委員会における三原衆議院内閣委員長の説明発言より)

また、現在、動物の愛護の理念や哲学については、決して万人の賛同を得やすい形で明確にされているとはいえない状況である。どちらかと言えば、かわいい・かかわいそうといった情緒的な感情に頼りすぎているきらいが強く、論理的に整理されていないと換言することも可能である。これは、動物愛護という言葉が、一般的には、情緒的・感傷的・個人的なニュアンスが強い言葉として受け止められがちであることや、野生生物の保護などが種レベル～個体群レベルを主対象にしているのに対して、動物の愛護は、動物の個体を主対象にしていることなども影響していると考えられ

る。動物をかわいい・かわいそうと思う気持ちは大事なことであるが、動物に対してかわいい・かわいそうという感情を抱く個人の気持ちと、法規制になりうるような社会規範との峻別をしっかりとつけることができる動物愛護の理念を構築することが、今後、動物愛護を適正な形で推進していくうえでの大きな課題であると考えられる（図2参照）。

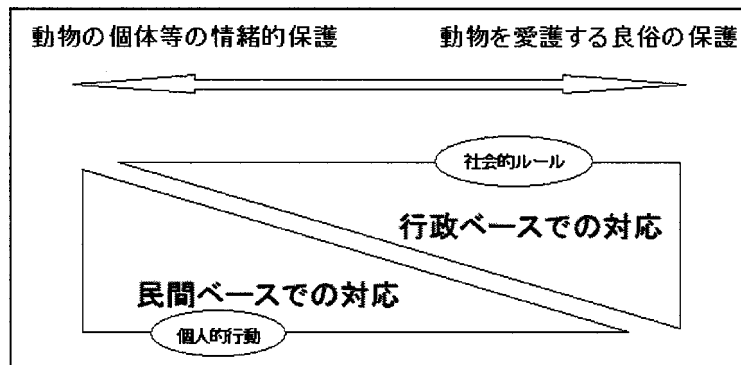


図2 個人的感情と社会的規範の峻別

②皮相的な環境倫理的要素

広井は、「人は動物を殺りくして食べているのに、虐待はかわいそうだから動物を厚遇しろというのは道理上おかしいのではないか」という批判に対して、「私達が食肉するのは、昔からの習慣で人類の生存上必要なものです。このことと社会の風紀秩序に悪影響を及ぼす残忍な動物虐待行為とを一緒に論ずべきではなく、社会が肉食を活発有為な生活活動の必要条件としている間は、人類生存のために犠牲となるのはやむを得ない悲劇であります。しかし、動物虐待は社会に不必要なものであって、むしろ風紀を乱す一大逆行であります。肉食のためのと殺は、人目につかぬ郊外で、しかも専門家によってきわめて巧みにかつ迅速に執行されています。一方、虐待は市街や全国津々浦々の寒村に至るまで、人目につきやすい場所で行われています。私は人間の普遍的精神のありようをうたったのであり、現実の社会状況を憂え、人性厚信の誠意に訴えるものであります。」という趣旨の受け答えをしたと報告されている⁹⁾。この受け答えからみてとれるように、広井は動物虐待の判断要因として「人目につくところでの実施の有無」を重要視している。このような点においては、広井の思想は、環境倫理の普及啓発運動の嚆矢とでも換言できる点においては評価できても、いささか皮相的であると評価せざるを得ない。確かに、1908年（明治41年）時点における警察犯処罰令においては、「公衆の目に触れるべき場所における牛馬等の虐待の防止」が規制されているのみである。その保護法益は、虐待をみることによって害される公衆の感情が中心であったことから、人目につくところでの実施の有無を判断要因とする考え方は、当時の時代背景を考えると無理からぬことであつたのかもしれない。しかし、現在の動物愛護管理法に基づき行われている動物の虐待防止規制は、公衆の面前であるか否かを問う考え方のものではないし、また、制約する文言の規定もない。

一方、人目につくところでの実施の有無を虐待行為の判断要因とする思想の危うさについて、別の観点からの分析・評価も可能である。人間は、動物等を食料などとして利用するが、このような

動物の利用等に当たっては罪責の思いや心の痛みを伴う場合が多い。このため、こういった罪責の思いや心の痛みを解消・軽減する方法（いわゆる免罪方法）が洋の東西を問わずとられてきており、この解消・軽減方法はおおむね2つの流れに収斂できる文化があると指摘されている（表4参照）^{12,13)}。

表4 動物利用に当たっての罪責の思い等の解消・軽減方法

①「供犠の文化」

動物を神からの賜物（人間のために存在するもの）とみなして、その賜物のうちの一部を神に贈り返す「供犠の文化」。動物の捕獲等に伴う「罪責の思い」や「心の痛み」を、神の力によって一挙に解消・免罪することを目指すもの。

②「供養の文化」

殺した動物の霊を弔う「供養の文化」。動物の捕獲等に伴う「罪責の思い」や「心の痛み」を、事後も確認しつつ少しずつ浄化しようとするもの。また、人間に保護された生き物を自然界に解放（放生）する行為も供養の一類型として位置づけることが可能。

しかし、人目につくところでの実施の有無を判断要因とする考え方は、これのどちらにも当てはまるものではない。むしろ、環境倫理的観点からは、動物を殺すという過程で生じる罪責の思いの軽減を隠蔽という方法により行おうとする差別的な意識を同伴したものと考えるを得ない。なお、広井が人目につくところでの実施の有無を判断要因とする考え方をとったのは、警察犯処罰令における「公衆の目に触れるべき場所における牛馬等の虐待の防止」の規定に同調した言説であったという推測も可能である。広井自身の社会的評価を高めるための時流を考慮した行動のあらわれであったのかもしれない¹²⁾。この点については、広井の活動実績の詳細や果たした役割などについては資料が十分に整理されておらず、不明な部分も少なくないことから今後の検討課題としたい。

4 おわりに ー広井の再評価と環境共生概念の普及啓発ー

環境問題の解決の手段として、かねてより環境負荷低減などの技術革新、汚濁物質の排出規制や自然環境の改変規制などの規制措置の整備が進められてきている。しかし、最近、テクノロジー重視のこの流れが変わってきており、「もったいない」「3R (Reuse, Recycle, Reduction)」に代表されるモノの考え方の転換が主唱され始めている。原因療法的な視点に立って、人々の価値観やライフスタイルそのものを環境に配慮したものに変えていこうとする動きが活発化してきており、環境倫理の醸成が目下の課題となっている。

現在、この環境共生社会の形成に向けた心のマネジメントを考究するために、様々な分野において多様なアプローチが試みられている。目を転じてみれば、動物愛護とは人と動物との関係を幅広く規定する内容のものであり、環境共生の上位概念として機能するという考え方も可能である。また、一般国民にとって身近で感覚的に理解されやすいものである一方で、様々な矛盾が表出する限界事例が数多くみられるものであることから、環境共生のあり方を考えるうえでは、最善の契機

足りうるものでもあろう。

現在、動物愛護運動というと、特別な人達だけが行う活動としてかなりの偏見を持って見られがちであることは否めない。その大きな原因は、動物のための動物愛護という枠組みの中で議論されがちなのが挙げられる。動物愛護を進める過程において、国民1人1人が環境共生概念を習わしとして身につけることができるようにするためには、今一度、広井のアプローチを今日的観点から再評価し、環境倫理学の一要素としての社会的認識が醸成されやすくなるように、動物愛護の思想的パラダイムの再構築を行う必要があると考えられる。「諸学の基礎は哲学にあり」とは、学祖である井上円了翁のあまりにも有名な言葉であるが、かかる状況において、森羅万象におけるモノの見方や考え方の重要性を指摘したこの理念は、環境問題の根本的な解決の手段としての現代的な意義を付与されて、新たな輝きを放ち始めているようである。近代動物愛護運動の発祥の地が東洋大学であったという奇縁が、井上円了翁の理念を継承した東洋大学ならではの環境共生の推進の新機軸を考える契機となることを期待したいものである。

参考文献

- 1) 東海林克彦 (2008) 日本人の動物観と狩猟の動向に関する考察、日本野生動物医学会誌 Vol.13 No.1、日本野生動物医学会、pp.9-14
- 2) 青木人志 (2002) 動物の比較法文化、有斐閣
- 3) 梅原 猛 (1996) 共生と循環の哲学、小学館
- 4) 環境省 (2006) 動物の愛護及び管理に関する基本指針、環境省
- 5) 亀山純生 (1999) 日本の仏教思想における動物観、動物観研究 No5、動物観研究会
- 6) 千葉徳爾 (1986) 狩猟伝承研究 (総括編)、風間書房
- 7) 環境省 (2004) 「動物の愛護管理のあり方検討会」配布資料、環境省
- 8) 動物愛護管理法令研究会 (2006) 動物愛護管理業務必携、大成出版社
- 9) 尾崎敬承・榎 敬蔵・加藤由子 (1982) 動物愛護を唱えた人々 (愛玩動物33号)、(社)日本愛玩動物教会
- 10) 広井辰太郎 (1899) 誰か牛馬の為に涙を澆ぐものぞ (太陽 第5巻17号)、pp.174-176
- 11) 広井辰太郎 (1899) 誰か牛馬の為に涙を澆ぐものぞ (太陽 第5巻18号、pp.171-175
- 12) 伊勢田哲治 (2006) 明治期動物愛護運動の動機づけはいかなるものであったか—関係者の背景分析を通して、社会と倫理 第20号、南山大学社会倫理研究所、pp.139-153
- 13) 中村生雄編著 (2000) 東北学 vol3—狩猟文化の系譜、東北芸術工科大学
- 14) 中村生雄 (2001) 祭祀と供犠—日本人の自然観・動物観、法藏館